

蒲郡市自殺防止対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまち 蒲郡～

平成 31 年 3 月

蒲郡市

目次

第1章 蒲郡市自殺防止対策計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨・背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
第2章 蒲郡市の現状等	
1 蒲郡市の自殺の現状	4
2 委員・関係機関による意見	11
3 課題と解決の方向性	14
第3章 蒲郡市自殺防止対策計画の基本理念	
1 目指すまちの姿	15
2 基本理念と施策に関する考え方	15
3 数値目標	16
第4章 蒲郡市自殺防止対策計画の施策	18
1 重点施策	
重点施策1 高齢者への包括的な支援	19
重点施策2 健康問題（主に精神疾患）への支援	23
重点施策3 働き世代への支援	26
2 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	29
基本施策3 市民への啓発と周知	32
基本施策4 生きることへの促進要因への支援	35
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	37
3 その他の施策	
その他の施策1 生活困窮者への支援	39
その他の施策2 自殺を思いとどまる環境づくり	41
その他の施策3 支援者への支援	42
その他の施策4 自殺未遂者への再発防止や自死遺族へのケア	44
第5章 蒲郡市自殺防止対策計画の推進体制	45
資料編	
資料1 蒲郡市自殺防止対策計画策定委員会設置要綱	47
資料2 蒲郡市自殺防止対策計画策定委員会・作業部会名簿	49
資料3 策定経過	50

第1章 蒲郡市自殺防止対策計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以来、自殺という問題が、個人の問題から社会問題への認識へと変わってきました。そして、国をあげて自殺防止の対策が総合的に推進されてきました。さらには、平成28年4月の同法の一部改正により、県及び市町村にも自殺対策の計画策定が義務化されました。

国や県では近年、自殺者数が減少傾向であるのに対し、本市では平成24年から平成28年に自殺の顕著な増加傾向が見られており、市として早期に自殺防止対策に取り組む事が非常に重要であると考えております。

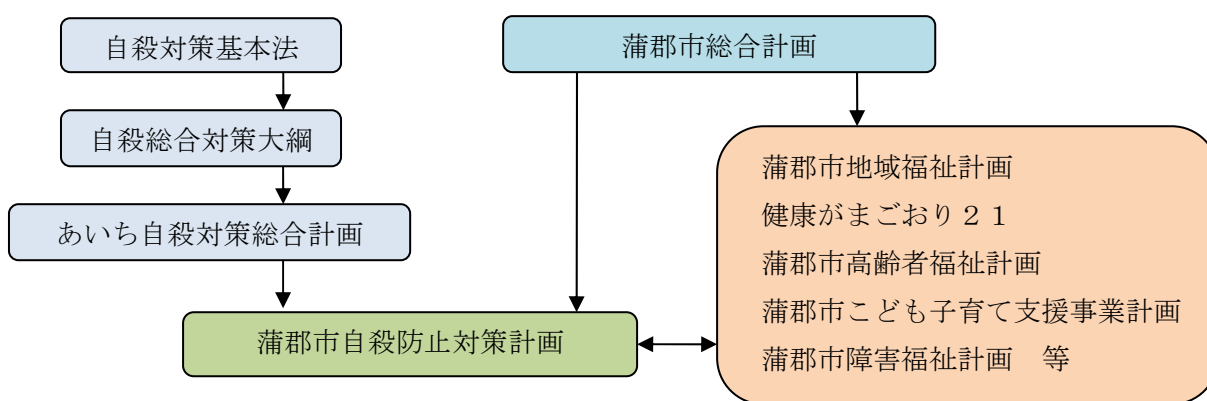
自殺について長年研究を続けている世界保健機関（WHO）によれば、「自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題」であり、自殺は社会の努力によって避ける事ができる死であるというのが世界の共通認識になってきています。

本市の自殺防止対策に関する最終的な目的は、自殺死亡率の低減ですが、自殺の背景や原因は複雑、多様であり、保健、医療、福祉、教育、労働、地域住民等、様々な分野と連携した施策を行う事が必要と考えられます。

これらの背景の下、蒲郡市における自殺防止対策を、一日でも早く、総合的かつ効果的に推進するために、平成30年度中に指針となる「蒲郡市自殺防止対策計画」を策定し、市として全庁的に取り組みます。そして、地域、学校、企業、関係機関・団体等、そして市民一人ひとりが連携し、それぞれが自殺防止の主役となって、「誰も自殺に追い込まれることのないまち蒲郡」の実現を目指します。

2 蒲郡市自殺防止対策計画の位置付け

本計画は、改正自殺対策基本法（平成28（2016）年4月施行）、自殺総合対策大綱（平成29（2017）年閣議決定）、第3期あいち自殺対策総合計画を踏まえた本市の自殺防止対策推進のための計画です。第4次蒲郡市総合計画（平成33年度以降は第5次蒲郡市総合計画）を上位計画とし、本市の地域福祉について定める蒲郡市地域福祉計画（第2期～第3期）や、心の健康に関する記述のある健康がまごおり21第2次計画、高齢者福祉について定める蒲郡市第8期高齢者福祉計画をはじめとして、市の様々な計画とも関係しています。



3 計画期間

- ・蒲郡市自殺防止対策計画の計画期間は、平成31年度を初年度とし、平成37年度までを目標年度とする7年間とします。
- ・第4期蒲郡市地域福祉計画（5年計画）を策定する平成36年度～平成37年度と合わせて第2期蒲郡市自殺防止対策計画を策定し、その後は蒲郡市地域福祉計画の計画期間と合わせ5年計画とする方向で検討します。
- ・ただし、国の自殺防止対策の方向性に大きな転換が図られる場合、その他、市として必要と判断する場合には、目標年度前に一部の見直しを行う可能性があります。

	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025	H38 2026	H39 2027
蒲郡市自殺防止対策計画		蒲郡市自殺防止対策計画（7年間）							第2期	
蒲郡市地域福祉計画	第2期			第3期					第4期	
自殺総合対策大綱見直し					○ 予定					

第2章 蒲郡市の現状等

1 蒲郡市の自殺の現状

(1) 自殺者数の年次推移 (括弧内は自殺率*)

*自殺率 (10万人当たりの自殺者数) = その年の自殺者数 ÷ 人口 × 10万人

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
全国(率)	27,858 (21.8)	27,823 (21.1)	25,427 (19.6)	24,025 (18.6)	21,897 (17.0)
愛知県内 (率)	1,464 (20.2)	1,520 (20.4)	1,424 (19.0)	1,331 (17.8)	1,196 (15.9)
蒲郡市内 (率)	15 (18.6)	18 (21.9)	16 (19.6)	19 (23.3)	21 (25.8)

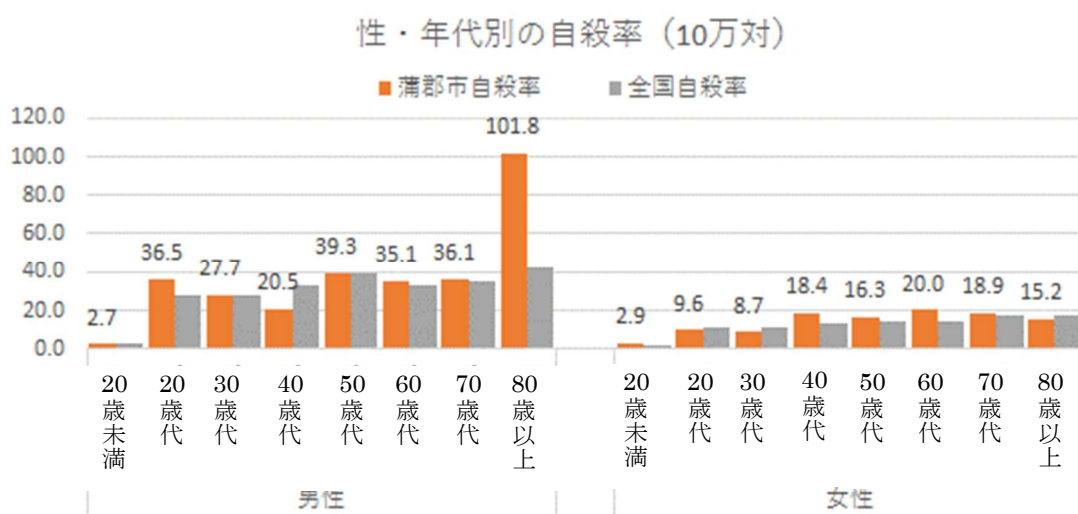
資料提供：地域自殺実態プロファイル【2017】【蒲郡市】

(2) 市の自殺の傾向・特徴

本市の平成24年度～28年度の自殺者の合計は89人(男性61人、女性28人)です。全国や県の自殺者は減少傾向にあるのに対し、本市では増加傾向が見られ、自殺率は全国、県よりも高くなっています。

年代としては、60歳以上の男性、特に80歳以上の男性が多く、自殺者には全員、同居人がいる事から、主要因としては、健康問題、老後の生活困窮、介護疲れ等の複合的な要因が重なっているものと推測されます。

■ 性別・年代別自殺率 (自殺日・住居地、H24～28合計)



資料提供：地域自殺実態プロファイル【2017】【蒲郡市】

■地域の自殺の概要(グラフ) (自殺日・住居地、H24~28 合計)



資料提供：地域自殺実態プロフィール【2017】【蒲郡市】

■自殺の多い年代と推定される自殺の危機経路

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居あり	17	19.1%	56.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40~59歳 有職同居あり	10	11.2%	22.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上 無職同居あり	10	11.2%	19.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 20~39歳 無職同居あり	8	9.0%	156.1	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上 有職同居あり	7	7.9%	30.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

資料提供：地域自殺実態プロフィール【2017】【蒲郡市】

■有職者の自殺の内訳 (自殺日・住居地、H24~28 合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	8	25.8%	21.4%
被雇用者・勤め人	23	74.2%	78.6%
合計	31	100.0%	100.0%

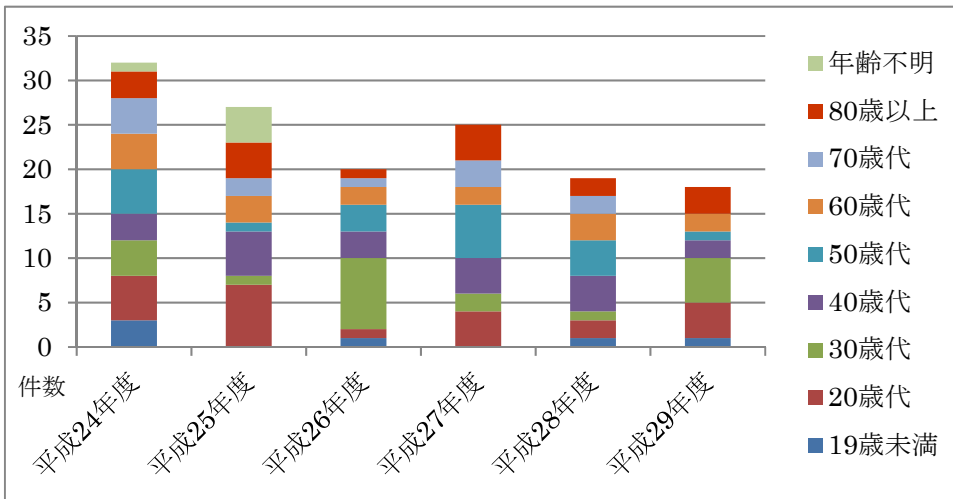
資料提供：地域自殺実態プロフィール【2017】【蒲郡市】

■市内自殺者 未遂歴の有無

未遂歴		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H24～28 合計(人)
総数	あり	3	3	3	1	3	1	3	5	13
	なし	13	13	10	12	10	14	15	16	67
	不詳	1	2	6	2	5	1	1	0	9
男性	あり	1	2	1	0	1	0	1	3	5
	なし	12	9	6	10	7	9	13	10	49
	不詳	0	1	5	0	5	1	1	0	7
女性	あり	2	1	2	1	2	1	2	2	8
	なし	1	4	4	2	3	5	2	6	18
	不詳	1	1	1	2	0	0	0	0	2

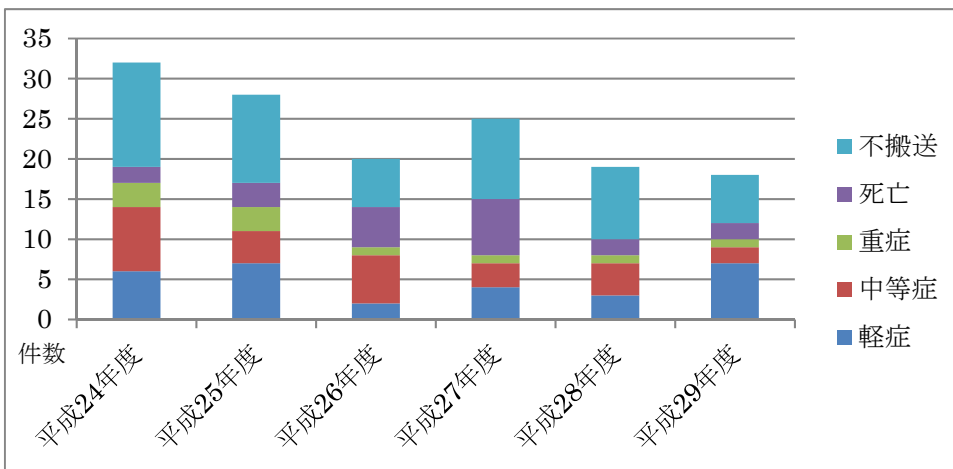
資料提供：地域自殺実態プロフィール【2017】【蒲郡市】

■自損による年代別消防出動件数(H24-H29)



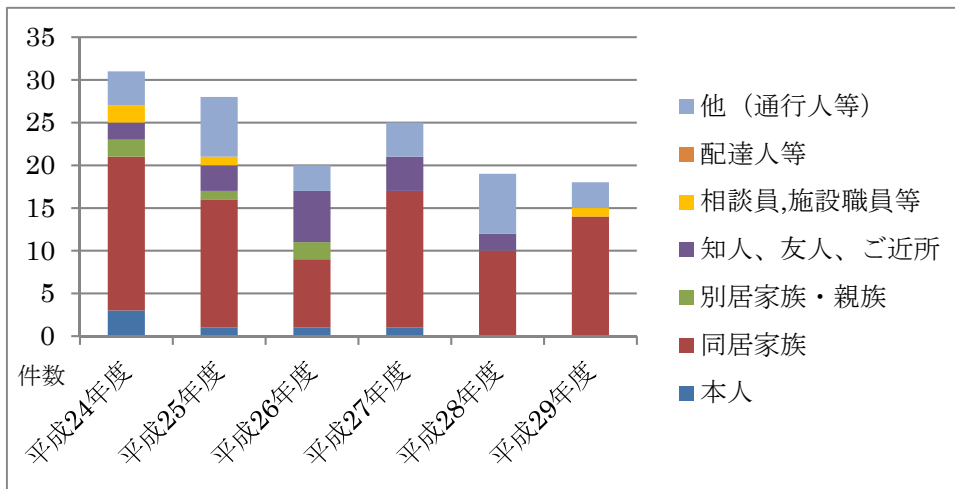
資料提供：蒲郡市消防署

■自損による傷病程度別消防出動件数(H24-H29)



資料提供：蒲郡市消防署

■ 自損による通報人別消防出動件数(H24-H29)



資料提供：蒲郡市消防署

■ 蒲郡市障がい者支援センター 自殺に関する相談支援件数(H29 年度)

【男性】

(50代) 家族関係、経済問題

(50代) 精神症状、怠薬、人間関係のこじれ

【女性】

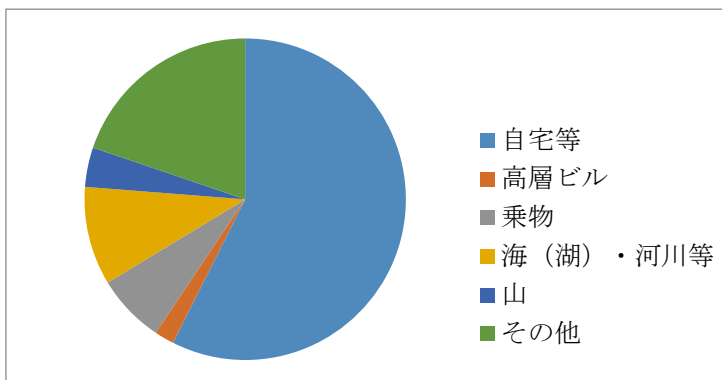
(30代) 感情コントロール能力・衝動性・人間関係など

(30代) 家族関係、経済問題

(40代) 精神症状からくる不安

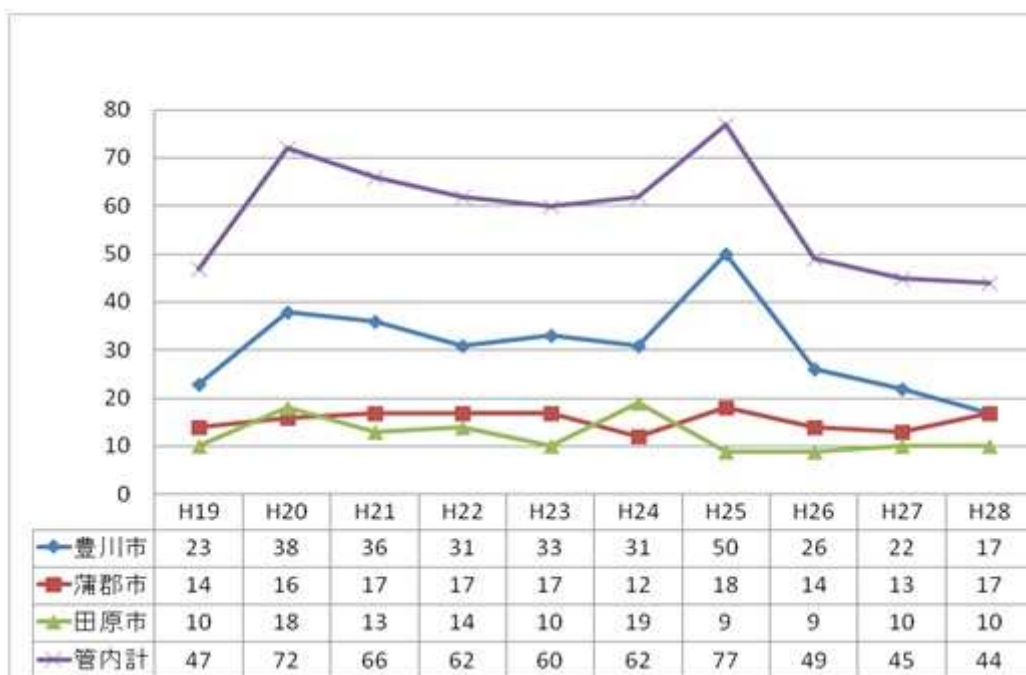
(50代) 家族関係、経済問題、介護問題

■ 市内自殺者 場所別の内訳 (自殺日・住居地、H24~28 合計)



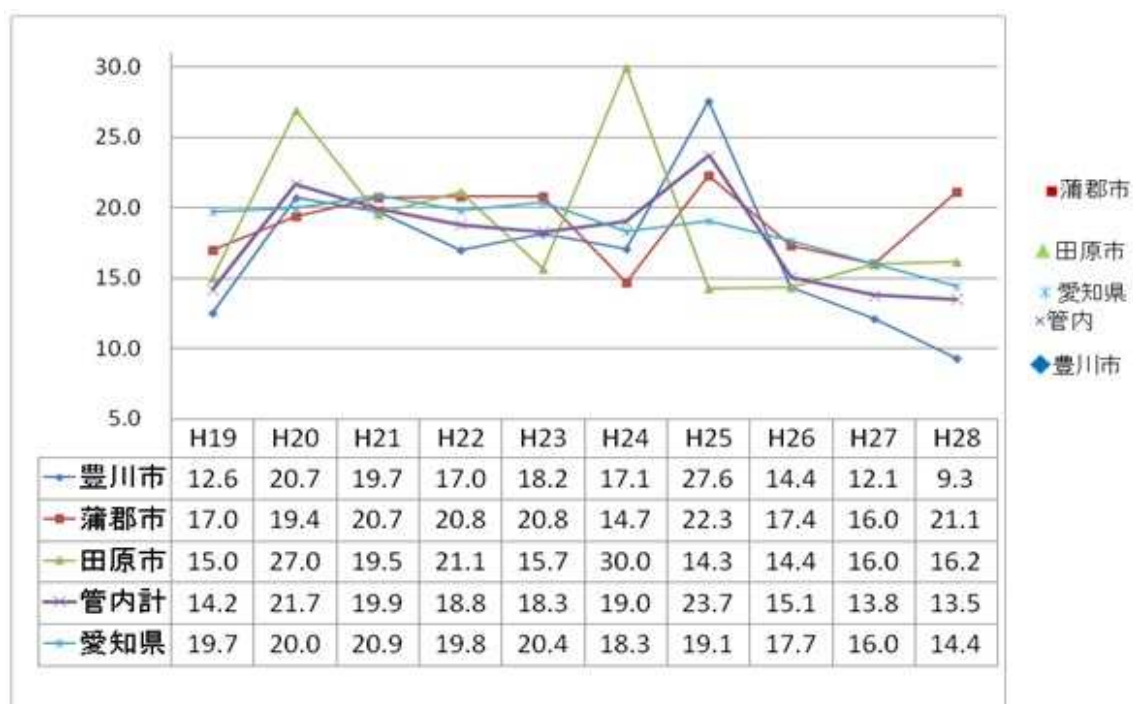
資料元：警察庁 自殺の統計

参考1 豊川保健所管内 自殺者数の推移



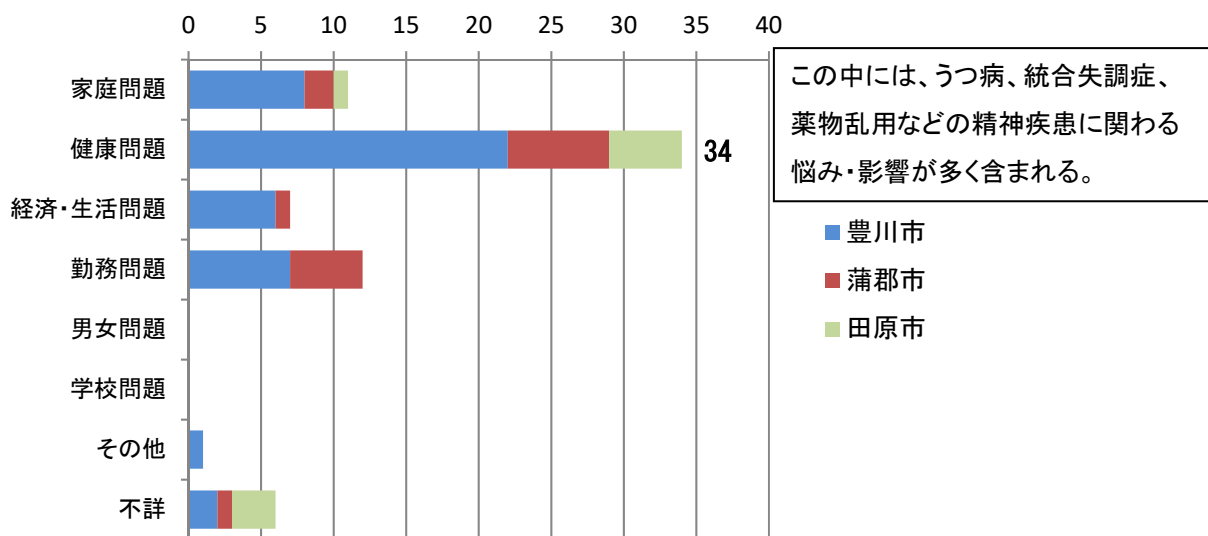
分析・提供：豊川保健所、資料元：厚生労働省 人口動態統計（注1）

参考2 豊川保健所管内 自殺死亡率(対10万人)の推移



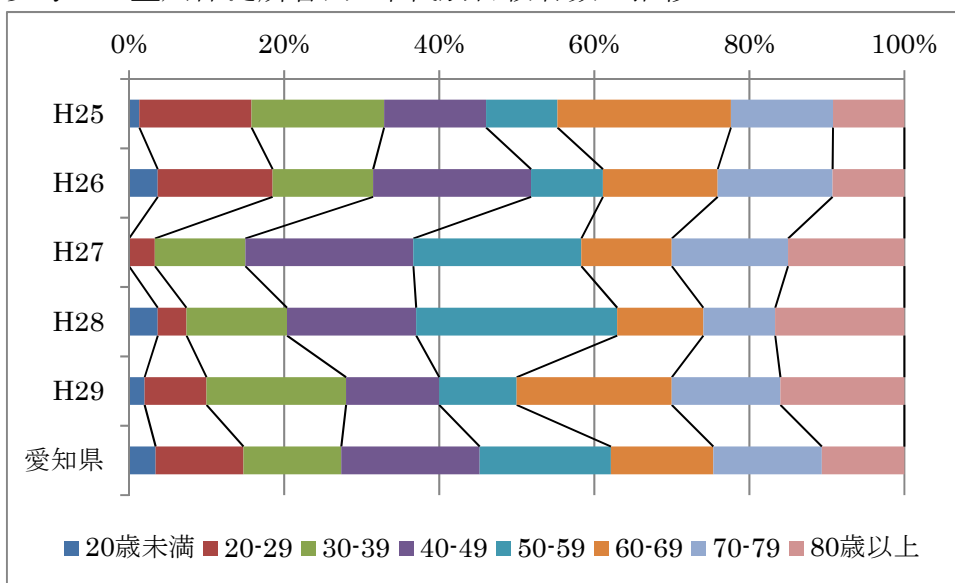
分析・提供：豊川保健所、資料元：厚生労働省 人口動態統計

参考3 豊川保健所管内 原因・動機別自殺者数 (H29年)



分析・提供：豊川保健所、資料元：警察庁 自殺の統計

参考4 豊川保健所管内 年代別自殺者数の推移



分析・提供：豊川保健所、資料元：警察庁 自殺の統計

注1：人口動態統計（P8）は、死亡診断書をもとに厚生労働省が集計している統計。地域自殺実態プロファイル（P4）は警察庁の「原票」をもとにした別の統計を元に厚生労働省自殺対策推進室が分析したものであり、統計結果には若干の差異がある。本市の自殺防止対策は、地域自殺実態プロファイルによる情報を基本とし、参考として人口動態統計による情報も参照して策定している。

(3) 平成29年度 本市の自殺防止対策に関する活動実績

ア ゲートキーパー*養成研修(1回)

3/20に外部講師(NPO 法人日本ゲートキーパー協会理事 森本美花氏)を招き、自殺の危険性がある人をどのように認識し対応するか等、市職員を対象に研修を実施。

イ 自殺対策普及啓発事業(年2回)

自殺防止対策強化月間の3月に、福祉まつり会場(3/4)や蒲郡駅前(3/9)で啓発グッズ(ティッシュ)やリーフレットを配布し、市民への自殺防止の街頭啓発活動を実施。なお、豊川保健所主催の街頭啓発活動も自殺予防週間のある毎年9月に実施している。

ウ メンタルチェックシステム「こころの体温計**」事業(通年)

市ホームページにメンタルヘルスチェックができるシステムを掲載し、市民が心の状態に関心を持ってもらうと同時に、市民のメンタルヘルスについて統計データを取得し、分析している。

* ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

ゲートキーパーの役割

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

【内閣府 ゲートキーパー養成研修用テキストより】

** 市ホームページ内に掲載している、メンタルヘルスチェックシステム。簡単な設問に答える事で、ストレス度(健康問題、対人関係、家庭環境)や落ち込み度を判定し、画面に表示するもの

2 蒲郡市自殺防止対策計画策定委員・関係機関による意見

(1) 蒲郡市の自殺対策の現状について

- ・ 蒲郡市の特徴としては男性の高齢の方が多いという分析があるが、失業、介護疲れ、人間関係の悩み等、いろいろな原因があり、その原因をどのように解決するのか、相談窓口へ声を届きやすくするなど、その方のストレスマネジメントの向上や地域の見守り等が大切になる。
- ・ 国は3年に一回の介護保険の見直しを行い、在宅介護を推進しているが、蒲郡市の自殺の現状について、同居者のいる高齢者が多いということで、精神疾患を含めた健康問題を介護制度の問題に付加して考え、何らかの手を打っていくべきだと思う。
- ・ 実際に支援の現場にいて感じる事として、精神に障がいをお持ちの方々は、感情のコントロールがうまくいかなくて行動に移してしまう等、本来自ら命を断とうという強い気持ちがなくても、事故として、あるいは衝動的な行動で、結果として命を落としてしまう可能性が高い。自ら命を断とうとする方は、自らの行動が判らなくなってしまう事が考えられ、支援の難しさを感じる。
- ・ 市のホームページ上で実施している「こころの体温計」の毎月の集計データを分析し、結果を市民の自殺予防に生かしていくことが大切だと思う。

(2) 自殺対策支援施策の在り方について

- ・ 蒲郡市では、市民のために色々な事業を行っている。それらを自殺の観点で精査し、コラボレーションできることはして、相談窓口の数と人数も検討することにより、より良い施策にしていけるとよい。
- ・ 自殺は平日の日中に起こるばかりではない。夜間・休日に自殺を企図して救急搬送された人を病院で治療した後、どのように処遇するのかという問題がある。同居家族のいる高齢者の自殺が多い中で、自殺未遂者をそのまま家に帰し、家族だけで見ていけるのか。
- ・ 障がい者支援センター以外にも24時間365日、相談できる窓口や、いつでも自殺未遂者を保護できる受け皿ができるとよい。
- ・ 地域と行政のパイプ役である民生委員をはじめ、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターや、地域支えあいの推進委員、地域包括支援センター等、地域の人材・機関も、相談窓口や、自殺未遂者等の見守りに関わっていただけると良いのではないかと。
- ・ 市役所の様々な窓口の対応者が、ゲートキーパーとしての役割をそれぞれ認識して、自殺防止に向けて、窓口が連携・協働してサポートしていく事が大切であり、そのためには庁内の連絡調整ができる体制が必要と思う。

- ・ データの自殺原因は、周囲の人による事後推定に過ぎない。自殺を図る人が、図る前に一度でも誰かに相談し、本当にその人が何に苦しんでいるのかを把握できるような仕組みがあると良いと思う。
- ・ 失業の長期化による生活困窮も自殺の原因となり得るため、早い段階で各方面の支援が大切になる。蒲郡市におけるネットワーク一覧（各種相談窓口一覧）を作成し、本人はもとより家族の方等の目にも触れることが出来るよう、関係機関等を始め幅広い場所に設置できると良い。
- ・ 蒲郡市地域包括ケア推進会議、蒲郡市健康づくり推進協議会、地域包括支援センターの協力体制の充実及び生活支援コーディネーターの増員等を推奨し、地域におけるネットワークの強化を図り、特に在宅介護者等へのきめ細やかな心配りを進めていけば、自殺の歯止めになるのではないかと。
- ・ 働く世代への働きかけも重要であり、商工会議所等との協働により、企業の従業員や自営業者等の自殺防止対策も進めていけると良い。
- ・ 蒲郡商工会議所では企業の「健康経営」の推進に取り組んでいる。健康経営の一環として、市のメンタルヘルスに関する取組やこころの相談窓口の周知等であれば、協力できると思う。
- ・ 医療関係者、特に多くの精神疾患を診て支援している精神科病院との連携や情報交換も重要と思う。医療ソーシャルワーカー等との協力体制もできると良い。

(3) 精神科病院医療ソーシャルワーカー意見

- ・ 精神疾患の患者は自殺のハイリスク者であるという前提で接し、患者にとって相談しやすい関係づくり・環境づくりを心掛ける。関係が途絶えないよう、次回の約束をしてから面談等を終えるようにする。
- ・ これまで通院歴がなく、突発的に自殺を図った人の場合、本人には病識がなく、家族の病気への理解もなく、身体が回復し次第、早期退院を希望し、その後の継続支援や通院にも繋がらない事が多い。
- ・ 関わりを望まない人との距離感をどう保つか、様子が違うときにどこまで踏み込んで聞くべきか、という事は、判断は難しい。
- ・ 自殺願望を訴える人に対しては、まずは相手の訴えを傾聴する姿勢が大切。「また掛かってきた」という不満は、電話を通じて相手に伝わってしまう。同じ事を何度でもいう相手も、聞いてくれる人がいるという事で安心する。死なないでほしいと繰り返し伝えるのも良い。
- ・ その人の言動がいつもと違うというのに敏感になること。来院時にいつも相談員を呼ぶ人が呼ばない時は何か理由がある、いつもは呼ばない人が呼ぶ時には何かよほどの事を抱えている等。

- 市民にとって、市役所や病院に自殺願望を相談するというのは敷居が高い事。特に病院は受診してくれないと治療ができない。少しでも本人・家族が相談しやすくなる工夫をできると良い。また、SOSを発信しやすくなるよう、市民への普及啓発が重要。
- 高齢者の精神科病院退院後の行き先の調整が難しい。高齢者についても、地区ごとの地域包括支援センターやケアマネージャーとうまく連携して支援を行っていきたい。
- 他市では、市薬剤師会と連携し、調剤薬局の薬剤師にゲートキーパー研修を受けてもらい、薬の受け渡し窓口で気を配ってもらっている。大量服薬等を防ぐための施策としてよいと思う。

3 本市の重点課題と課題解決の方向性

地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールから得られた本市の自殺に関する現状「高齢者の自殺者数が多いこと」と、蒲郡市自殺防止対策計画策定委員・関係機関からの意見「健康問題への対応」「働き世代への対応」を元に、本市の主な課題及びその課題解決の方向性を定めます。

【重点課題1】 高齢者(特に男性)の複合的な悩み
(生活困窮・健康・介護・人間関係等)への対応

【重点課題2】 健康問題(精神疾患、心の悩み、各種依存症等)
を抱えた人や家族への対応

【重点課題3】 働き世代の心の悩みや経済的な問題に関する対応



課題解決の方向性

- ◆ 既存の組織やネットワークを生かす。
- ◆ 既存の市の通常業務や事業の中に「自殺防止」の視点を溶け込ませて、常に職員がゲートキーパーとしての役割を果たす。
- ◆ 地域・職場・学校等、さまざまな場所にSOSを受け止められるような人材を置く。
- ◆ 一人で悩みを抱える人が、誰かに相談したくなる工夫をする。
- ◆ 自殺防止の人材育成や啓発活動を継続的に行う。
- ◆ 高齢者世帯への声掛け・見守りや孤独化を防ぐ取組を行う。
- ◆ 支援者の日常の仕事や生活に自殺防止対策の視点を追加することにより、支援者に過度な負担を要さない自殺防止対策を行う。

第3章 蒲郡市自殺防止対策計画の基本理念

1 目指すまちの姿

誰も自殺に追い込まれることのないまち 蒲郡

国の自殺対策大綱においては、自殺対策の本質が、生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしております。

本市においても公共施設はもとより、地域、職場、学校、家庭等、蒲郡市民が生きる全ての時間・場所において、生きることの促進要因を増加させ、生きることの阻害要因を減少させることにより、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指してまいります。

2 基本理念と施策に関する考え方

誰でも、どこにいてもSOSに気づいてもらえるまちを目指し、自殺防止を支える人材の育成と市民への啓発を推進する。

誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現のため、本市においては、特別な相談場所に行かなくても、市役所はもとより、公共施設・地域・企業・学校・その他、人の生活する様々な場所において、苦しむ人たちのSOSに気づき、そこから専門機関や支援者に繋ぐ事ができるような体制をつくり、継続していくことを目指します。

そのために、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいと定められた5つの「基本施策」と、本市において重点課題である3つの「重点施策」、その他の施策を組み合わせることにより、本市の事情に応じた、実効性が高い施策を推進します。

特に、自殺防止対策を支える人材の育成と市民への啓発・情報提供に重点を置くことにより、全ての市民に自殺防止に対する意識や、本人・家族だけで悩まないという意識を浸透させていくことが重要と考えています。

3 数値目標

平成 27 年の自殺率に対し、平成 37(2025)年迄に3割減

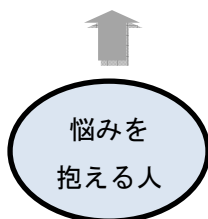
- 全国 H27 年 18.5→H38 (2026) 年迄に 13.0 以下
(推計 1 億 2,300 万人に対し 16,000 人以下)
- 県 H27 年 17.8→H38 (2026) 年迄に 12.5 以下
(推計 740 万人*に対し 925 人以下)
- 本市 H27 年 23.3→H37 (2025) *年迄に 16.3 以下 * 計画最終年度
(推計 76,000 人*に対し、12 人以下)
*県・本市の推計人口は各人口ビジョンから H37 (2025) 年度の数値を利用

本市においては、国の目標より 1 年早い平成 37 (2025) 年迄に自殺率を 3 割減らすことを数値目標とします。本市の平成 27 年の自殺率 23.3 に対し、3 割減の 16.3 以下にするためには、蒲郡市の平成 37 (2025) 年度の推計人口 76,000 人に対し、12 人以下とする必要があります。

ただし、自殺者の増減には、社会情勢・経済情勢等が大きく影響している事から、あくまで数値目標の達成よりも、目指すまちの姿である「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指し、一人でも多くの人を、自殺に至る前に、抱える問題や苦しみに気づいて関係機関に繋ぐように日々努めます。

自殺防止対策の現状

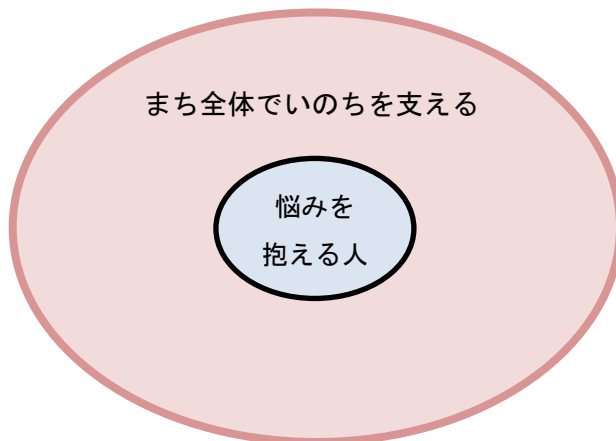
自殺願望の主な相談先
豊川保健所、市役所福祉課、
蒲郡市障がい者支援センター、
精神科・心療内科、電話相談 等



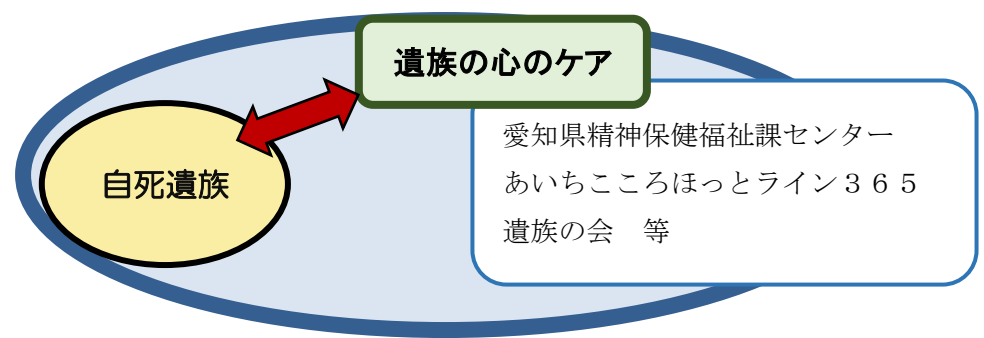
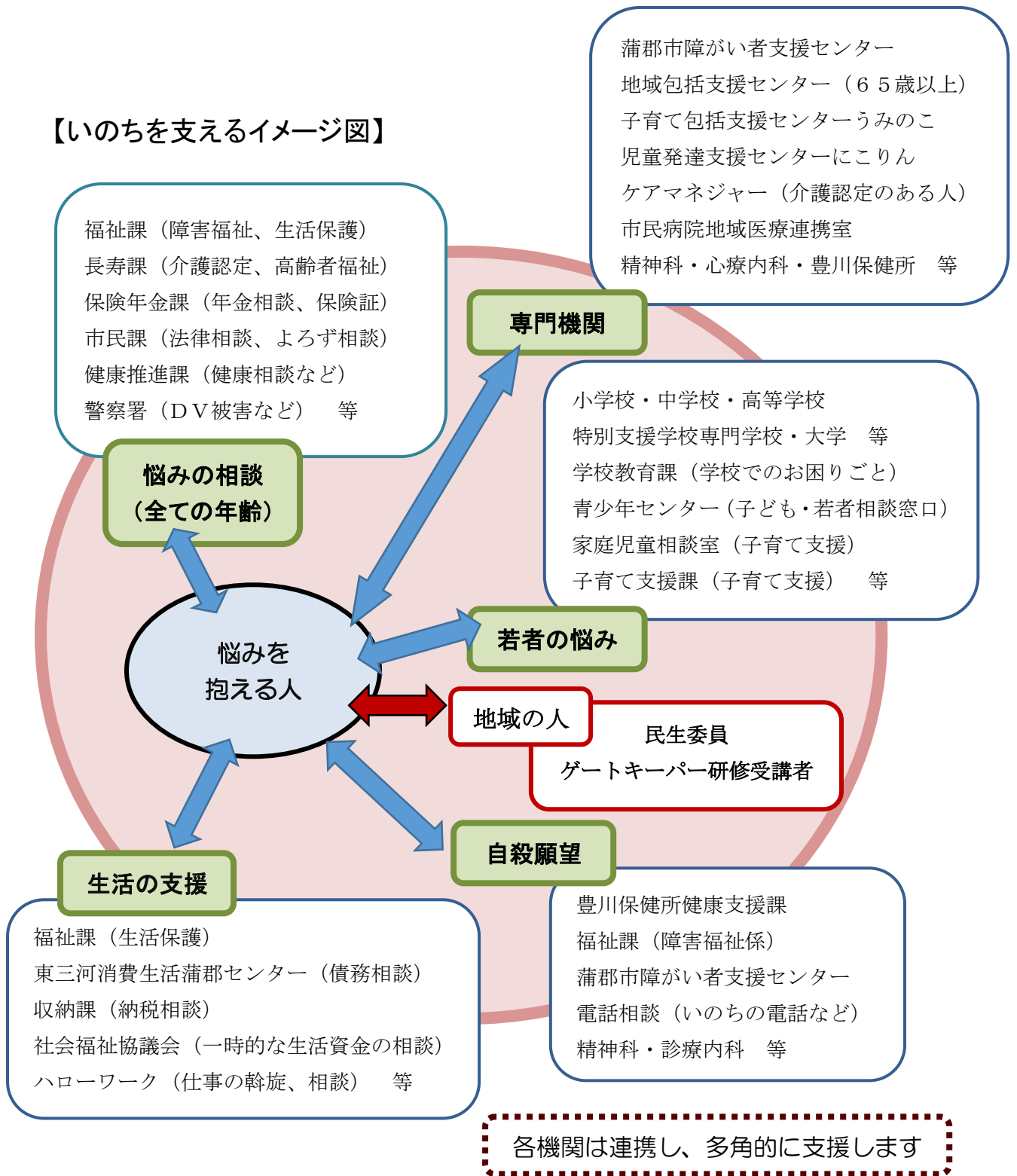
自ら自殺の関係機関に相談するのは難しく、
一人で抱え込み、自殺に至るリスク
(垣根が高い・相談先が分からない)

目指すまちの自殺防止対策の姿

まち全体で見守り・声掛けを行う
誰でもどこにいても相談できる人がいる



【いのちを支えるイメージ図】



第4章 蒲郡市自殺防止対策計画の施策

1 重点施策

- 重点施策1 高齢者への包括的な支援
- 重点施策2 健康問題（主に精神疾患）への支援
- 重点施策3 働き世代への支援

2 基本施策

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2 自殺防止対策を支える人材の育成
- 基本施策3 市民への啓発と周知
- 基本施策4 生きることへの促進要因への支援
- 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

3 その他の施策

- その他の施策1 生活困窮者への支援
- その他の施策2 自殺を思いとどまる環境づくり
- その他の施策3 支援者への支援
- その他の施策4 自殺未遂者への再発防止や自死遺族へのケア

【行動目標設定の考え方】

- 研修・講座等の行事については、実施頻度を行動目標とします。
- 窓口対応や通常業務の中での自殺防止対策については、人数を目標とすべきではなく、対応する職員が常にそれを意識し、必要に応じて臨機応変に行動を行うことが重要と考え、原則として全て「常時対応」とします。
- なお、常時対応できるためには、対応する市職員や外部の関係機関が、ゲートキーパー研修等の自殺防止対策研修・講座を受講し、常に対応できる能力を身につけておくことが必要になるため、積極的な研修受講を推奨するとともに、研修や情報提供の機会を積極的に設ける事（人材育成）が、全体に関わる最重要施策となります。

※ 平成31年度から実施する新規事業については【新規】、従来からの活動に自殺防止の視点を加えて対策を強化していくものを【対策強化】、従来からの活動の範囲内で自殺防止の視点を持って取り組んでいくものは無印となっています。

重点施策 1 高齢者への包括的な支援

本市においては、高齢者（特に男性）の自殺が多く、高齢者への包括的な支援により、様々な生活の中の問題を解決するとともに、常に地域の中で見守り、様子の変化に気づく事が重要になります。

高齢者支援に関わる人材が、自殺防止対策の意識を持って職務に取り組むことにより、高齢者が悩みを一人で抱えて自殺に至ることを防止するように努めるとともに、高齢者に対して、うつ病や相談窓口等に関する啓発・周知を進めます。

	主管部署・実施機関名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	長寿課 秘書広報課	【新規】 高齢者のうつ病に関する啓発・周知	自殺対策強化月間にあたる3月に広報がまごおり、チラシ、ホームページ等で「高齢者うつ」やその相談窓口に関して啓発・周知を行うことにより、高齢者自身やその家族、周囲の人がうつへの気付きを高め、気軽に相談できるようにする。	毎年3月実施
2	長寿課	高齢者のうつ傾向の早期発見と相談対応	基本チェックリストのうち「ここ2週間の気持ち」に関する5つの質問で、うつ傾向にある人の早期発見を行い、改善に向けて受診勧奨等の必要な個別支援を行う。また、基本チェックリストを、複数の年齢層に実施する等早期発見の	常時対応（数値目標設定なし）

			ために有効なスクーリング方法について検討する。	
3	長寿課(地域包括ケア推進室) 地域包括支援センター	【対策強化】 高齢者の地域活動への参加	高齢者の地域活動参加を促すため、まず高齢者が参加する地域活動の活性化、活発化のため、市や生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが協力し、地域を支援する。	常時実施(数値目標設定なし)
4	長寿課	高齢者住宅等安心確保事業(シルバーハウジング事業)	高齢者世話付住宅生活援助員が定期的(週1回)に訪問又は電話連絡することにより、困りごとを抱えた高齢住民の孤独化を防ぎ、必要に応じて専門機関に繋ぐ。	常時対応(数値目標設定なし)
5	長寿課	配食サービス事業	独居高齢者や高齢者のみの世帯で見守りや栄養改善が必要な高齢者に対面、手渡しで食事を配達し会話する中で、自殺リスクを早期発見し、行政や専門機関に繋ぐ。	常時対応(数値目標設定なし)
6	保険年金課	【新規】 年金未受給者への受給資格期間短縮の周知・受給	年金を受給していない高齢者は経済的に困窮し、自殺リスクとなり得るため、資格期	毎年3月実施

		促進	間が平成28年10月より、25年間から10年間に短縮されたことを広報がまごおり、ホームページ等で周知し、有資格者に申請を促す。	
7	保険年金課	後期高齢者福祉医療費助成事務	後期高齢者福祉医療対象世帯は経済的な困難や健康問題等の自殺リスクを抱える場合が多く、手続き時彼らの抱える問題を早期発見し、必要に応じて長寿課や関係機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
8	蒲郡市社会福祉協議会（介護サービス機関連絡協議会）	居宅介護支援・介護予防支援部会 訪問介護部会 訪問看護部会 等	高齢者の一般相談をはじめ、介護認定等を受けて支援が必要な高齢者やその家族への支援を行う中で、早期に自殺念慮等の情報を発見し、対応策を検討、実施する。	常時対応（数値目標設定なし）

【重点施策 1 に対する成果指標】

1	高齢者（70歳以上）の自殺者数	前年より1名以上減少
2	高齢者の地域活動への参加率	平成37年までに参加率を60%に増加 参考：平成28年度 高齢者の地域活動 参加率* 50.3% * 高齢者等実態把握調査より

重点施策 2 健康問題（主に精神疾患）への支援

健康問題を抱える方、中でも特に、精神疾患を有する方や、うつ傾向がみられる方は自殺念慮を抱く可能性があるハイリスク者と想定されます。

市民病院等の医療機関や障がい者支援センター、地域包括支援センター等と市が連携し、自殺に至らないよう、精神科医療や福祉的サービスに繋いでいくように支援を行います。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	長寿課	認知症等に伴ううつ等の早期発見と受診支援	認知症の心配がある高齢者に対して、認知症初期集中支援チームが訪問し相談に応じつつ、早期受診につなげる支援をチームで行う。	常時対応（数値目標設定なし）
2	市民病院地域医療連携室	医療福祉相談窓口	社会福祉士の資格を持つ病院の相談員が患者や家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決・調整を援助し、自殺の兆候へも専門機関と連携して対応する。	常時対応（数値目標設定なし）
3	福祉課	障害福祉窓口事務	自立支援医療や精神保健福祉手帳等の申請や、精神疾患を有する市民の相談を受けて、必要に応じて相談支援事業所等の専門機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

4	蒲郡市社会福祉協議会（蒲郡市障がい者支援センター）	精神障がい者・精神疾患の患者への相談支援事業	うつ病や統合失調症等を有する精神障がい者は自殺リスクが高いため、医療機関や行政機関と連携しながら、電話・面談・訪問等による継続的・総合的な支援を行う。	常時対応（数値目標設定なし）
5	福祉課	【新規】 地域生活支援拠点の整備・運用	障がい児・者が地域で生活する為に必要とされる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの拠点を整備し、自殺リスクや精神疾患を有する人も地域で安心して暮らせる体制を構築し、運用する。	平成32年度末までに拠点の整備完了 運用開始後は常時対応（数値目標設定なし）

【重点施策2に対する成果指標】

1	自殺念慮を持つ相談者や悩みを抱える相談者が、病院受診または福祉サービス等の利用等、支援に繋がった人数	<p>自殺念慮やこころの悩みを抱えて、福祉課に新規の相談をされた方、または他部署へ相談し福祉課へ案内された方のうち、自立支援医療（精神通院）による定期的な病院受診または障害福祉サービスの利用等、継続的な支援を開始した人数</p> <p>*ただし、人数は自殺防止対策検討の参考値として把握するものであり、病院受診や福祉的な支援を必要としていない（または望まない）相談者もいるため、相談者のニーズや状況・緊急度に応じて臨機応変な支援を行い、人数の目標値は定めない。</p>
---	--	--

重点施策3 働き世代への支援

中小企業の経営者や、企業に勤める従業員（正規社員・非正規社員）も仕事や職場の人間関係、また家庭等に複合的な悩みを抱え、本人も気づかないうちに、精神疾患等を患い、自殺リスクに繋がる可能性があります。

働き世代の過度なストレスによるうつを予防するため、職場全体で意識が高まるよう、経営者や従業員の心の健康づくりへの普及啓発活動を行います。

	主管部署・実施機関名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	観光商工課	【新規】 健康経営推進事業	蒲郡商工会議所と連携し、従業員の自殺防止対策に関する情報提供やメンタルヘルスの取組の重要性を周知することで、企業の健康経営を推進する。	毎年1回実施
2	健康推進課	職域と連携した健康づくり事業	蒲郡商工会議所と連携し、企業の健康宣言を推進し、職域での心の健康づくりの普及啓発を行う。	毎年1回実施
3	豊川公共職業安定所	雇用保険事務・雇用相談事業	こころの相談窓口に関するリーフレットを設置し情報提供するとともに、相談者・雇用保険給付者が経済的に困窮し、自殺リスクや福祉的な支援の必要があると思われる時に、相談機関等に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

【重点施策3に対する成果指標】

1	働き世代（20歳～69歳）の自殺者数	前年より1名以上減少
2	企業・事業所のメンタルヘルスへの取り組み	協会けんぽの健康宣言企業のうち、ストレスチェックの実施や適切な働き方の実現等、メンタルに関わる項目にチェックのある企業数を、毎年前年度より増加を目標とする

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、地域におけるネットワークの強化が重要となります。これは、自殺防止対策専門のネットワークを立ち上げるということではなく、日頃から様々な支援を行っている既存のネットワークの活動について、自殺防止対策の視点を持って取り組むことにより、自殺リスクを早期発見し、関係機関に繋いでいくものです。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	福祉課	【対策強化】 民生委員・児童委員の相談事業	地域住民の見守りや相談を通じて、様々な悩みや問題を抱える住民を把握し、行政や地域包括支援センター等の専門機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
2	長寿課	高齢者見守りネットワーク事業	見守り協力事業所による日常的な見守り協力の中で、自殺リスクを早期発見し、地域包括支援センター等の専門機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
3	観光商工課 生涯学習課（青少年センター）	地域若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーション、子ども・若者支援ネットワーク協議会と連携し、社会との関わりを失った若者の早期の社会復帰を支援するとともに、自殺リスクを早期発見して専門機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

基本施策 2 自殺防止対策を支える人材の育成

自殺防止対策は、何か特別な施策をもって達成できるものではなく、日々の日常業務や日常生活の中で自殺防止の視点を持って取り組み、苦しむ人のSOSを早期発見し、受け止め、適切な対応をするという地道な活動になります。

それをいつでも「当たり前」にできるようになるために、窓口で市民と接する市職員をはじめとした人材育成を行ってまいります。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	人事課 福祉課	【新規】 職員の研修事業	人事課特別研修として職員向けに自殺防止対策研修（またはゲートキーパー養成研修）を実施し、更に一年後にスキルアップ研修を実施する。なお、ゲートキーパー研修を受講した市職員は、自殺に繋がるおそれのある状況を知り得たときは福祉課（障害福祉係）に通報するものとする。	毎年1回実施し、各部署から1名以上の参加（10名以上の部署は2名以上の参加）
2	福祉課	【新規】 民生委員・児童委員への研修事業	民生委員・児童委員にゲートキーパー養成研修を実施する。	委員改選に合わせて実施（3年に1回）
3	福祉課	【対策強化】 ゲートキーパー養成研修事業	ゲートキーパー養成研修を継続して実施する。（受講対象者は都度検討）	毎年2回実施
4	協働まちづくり課	【新規】 全総代への周知	総代連合会総会時に自殺防止対策について	毎年1回（総代連合会総会時）

		活動	て資料配布を行い、民生委員と連携した地区の見守りを依頼する。	実施
5	長寿課	【新規】 ケアマネージャー・介護施設職員向け研修事業	ケアマネージャー・介護施設職員向けにゲートキーパー研修の実施	民生委員・児童委員の研修に合わせて実施（3に年1回）
6	健康推進課	【対策強化】 赤ちゃん訪問員養成研修事業	赤ちゃん訪問員の研修受講者に対して、産後うつ予防等の知識や、保護者から相談を受けるスキル等、自殺予防に資する内容についても研修を行う。	随時実施

【基本施策2に対する成果指標】

1	ゲートキーパー養成研修を受講した市職員の1年後の知識の実践度 (前年度にゲートキーパー養成研修を受講した市職員を対象に毎年スキルアップ研修を行って確認)	研修受講1年後にアンケート調査を行い、通常業務の中で実際に市民の悩みの傾聴や福祉課・長寿課等への紹介等、ゲートキーパーとしての役割を意識しながら対応をした事がある職員の割合を、受講者数に対して30%以上
2	ゲートキーパー養成研修を受講した民生委員・児童委員の1年後の知識の実践度 (前年度にゲートキーパー養成研修を受講した民生委員・児童委員へ意識調査を実施して確認)	研修受講1年後にアンケート調査を行い、家庭訪問や地域住民からの相談を受ける中で、住民の相談の傾聴や、福祉課、長寿課、子育て支援課、その他関係機関への繋ぐことを検討する等、ゲートキーパーとしての意識をもった活動を行っている民生委員の割合を受講者数に対して

		50%以上
3	<p>ゲートキーパー養成研修を受講したケアマネージャー・介護施設職員の1年後の知識の実践度</p> <p>(前年度にゲートキーパー養成研修を受講したケアマネージャー・介護施設職員へ意識調査を実施して確認)</p>	<p>研修受講1年後にアンケート調査を行い、要介護(要支援)者本人及び家族、近隣住民からの相談を受ける中で、相談の傾聴や、内容に応じて福祉課、長寿課、その他関係機関へ繋ぐことを検討する等、ゲートキーパーとしての役割を意識しながら対応するケアマネージャー・介護施設職員の割合を受講者数に対して50%以上</p>

基本施策 3 市民への啓発と周知

市民が一人・家族だけで悩みを抱えず、地域の各種ネットワークや、相談機関に相談してもらうためには、住民への相談窓口の啓発と周知が重要となります。自殺防止対策の街頭キャンペーンや広報活動等を継続的に実施することにより、市民への情報提供に努めます。

また、日頃から市民に対して、心の健康（メンタルヘルス）について、周知・啓発を図ることにより、精神疾患の予防に繋げるとともに、精神疾患の可能性の自覚や自発的な早期受診に繋がるように取り組みます。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	福祉課 豊川保健所	【対策強化】 自殺防止に関する啓発事業	豊川保健所との連携事業及び市単独事業として行う自殺防止対策の街頭啓発キャンペーンをより充実する。	毎年9月・3月に実施
2	秘書広報課 福祉課	広報がまごおりによる市民への啓発・周知	自殺防止週間（世界自殺予防デー）のある9月に周知・啓発記事を掲載する。	毎年9月実施
3	健康推進課	健康がまごおり21第2次計画の推進（こころの健康の普及啓発）	各種の健康づくり事業の一環として、こころの健康（メンタルヘルス）への対応についての情報の提供と知識の普及啓発を行う。	毎年1回実施
4	生涯学習課 福祉課	【新規】 出前講座	職員の出前講座のメニューとして自殺防止対策講座を設定し、市民からの依頼に応じて実施する。	毎年設定

5	福祉課	【対策強化】 ホームページによる自殺や心の相談窓口やセルフチェックの周知	市ホームページ上に自殺やこころの相談窓口（電話・SNS等）を掲載するとともに、「こころの体温計」へも誘導し、メンタルヘルスチェックの活用を図る。	通年掲載
6	福祉課	【新規】 公共施設への相談窓口情報のリーフレット設置	市内の公共施設に自殺やこころの相談窓口情報のリーフレットを設置しておくことで、幅広く市民に情報を提供する。	通年実施
7	福祉課	【対策強化】 自殺防止講演会	市民向けの自殺防止講演会を行うことで自殺に関する知識の啓発を行う。	毎年1回実施
8	福祉課 生涯学習課	成人式での資料配布	新成人の方が多く集まる成人式で、こころの悩みに関する相談窓口のリーフレットを配布する。	毎年1回実施

【基本施策3に対する成果指標】

1	こころの健康（メンタルヘルス）についての市民の意識度や相談窓口の周知度	毎年行われる市民向け事業「ひとねる祭（健康推進課）」、「福祉まつり（福祉課）」、「認知症サポーター養成講座・認知症カフェ（長寿課）」の参加者に意識調査を行い、メンタルヘルスの維持に気を付けて
---	-------------------------------------	---

		いる市民及び相談窓口について知っている市民を、前年度比3%増加（平成31年度は40%を目標）
2	「こころの体温計」のアクセス数	1のこころの健康（メンタルヘルス）に関する意識調査への参加者へ、自殺防止に関する啓発資料又は啓発物品を配布し、ホームページの「こころの体温計」の周知を図ることにより、メンタルヘルスチェックの年間利用者が前年度比延べ100名増加

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺にまで追い詰められる危険性が高まるのは「生きることへの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が多くなり、複合的な悩みを抱えてしまった時とされています。

生きることへの促進要因を増加させ、生きることへの阻害要因を減少させるため、様々な要因により、社会の中で生きづらさを感じている人や、感じている可能性のある人々へ適切な支援や情報提供を行います。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	協働まちづくり課	性別による差別のない社会実現の促進に関する事業	LGBT理解講座やデートDV防止講座等性差別の防止に関する講座を実施し、当事者が一人で苦しまないよう情報提供する。	毎年1回実施
2	福祉課	発達障がいに関する啓発講座事業	市民向けに発達障がい講座を実施し、発達障がいの当事者や家族が社会・学校の中で生きやすくなるように情報提供する。	毎年1回実施
3	子育て支援課	蒲郡市利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）・家庭児童相談室	育児に悩む保護者からの相談や、関係機関からの情報提供を受けて、保護者の孤立化を防ぐとともに、問題の解決支援を行い、必要に応じて専門機関へ繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

4	市民課	よろず相談・法律相談事業	よろず相談員が相談者の悩みを聞き、必要に応じて法律相談や専門機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
5	健康推進課	母子保健事業（こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問）	生後4カ月までに家庭を訪問して母親等の相談に乗り、育児不安やストレスの解消を図る中で、産後うつ等の支援を行う。	常時対応（数値目標設定なし）
6	健康推進課 蒲郡市子育て世代包括支援センター （H31年4月設置予定）	【新規】 蒲郡市子育て世代包括支援センター事業	育児不安の高い人や育児ストレスを抱えた人、産後うつ等、対象者の支援ニーズを踏まえ、関係機関と連携して切れ目のない支援を提供する。	常時対応（数値目標設定なし）

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校に通う子どもたちや、何らかの事情で学校に通えていない子どもたちも日々の生活の中で複合的な悩みを抱え、誰にも相談できずに苦しんでいる可能性があります。

未来のある子どもたちが自殺に追い込まれることのないよう、相談しやすい窓口を設けるとともに、面談等の機会には子どもたちの僅かな変化を見逃さないよう、人材の育成を図ります。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	学校教育課	自殺予防教育指導者研修会への教師派遣	教員が自殺予防教育の必要性を理解し、実践方法を身につける研修会への参加	毎年、各中学校より1名以上を派遣
2	学校教育課	教育相談事業（教育相談室「麦」、家庭教育相談員事業、あすなる相談員事業、スクールカウンセラー）	不登校児童・生徒の心のケアや集団再適応や自立のための学習・生活指導・保護者への相談を通じて、子どもたちの自殺リスクを早期発見し、支援機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
3	生涯学習課（青少年センター）	子ども・若者相談窓口事業	学校や職場に適応できずに悩んでいる不登校・ひきこもり・発達障がい等の困難を抱える子ども・若者の相談支援を行う中で、自殺のリスクを早期発見し、適切な支援機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

4	福祉課	【新規】 市内高等学校・大学・専門学校への働きかけ	市内高等学校・大学・専門学校へ市の相談窓口に関するリーフレットを送付し、自殺防止対策への協力を依頼する。	毎年1回実施
---	-----	-------------------------------------	--	--------

その他の施策 1 生活困窮者への支援

経済的に困窮し、日々の衣食住に困っている人や、急に仕事を失った人、大きな借金を背負った人、8050問題を抱える家庭（注）など、生活困窮者は将来を悲観し、自殺念慮を持つようになる可能性があります。

生活困窮者が一人や家族だけでその悩みを抱え込むことなく、適切な支援を受けて自立に向けて歩きだせるよう、生活困窮に関する相談窓口で、自殺リスクを早期発見するように努めます。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立支援相談を行う中で、相談者が自殺に至ることがないように心身の状況や地域からの孤立の状況等に応じて福祉、就労、教育、住宅、その他の支援を行う。	常時対応（数値目標設定なし）
2	観光商工課	消費者対策事業	消費生活相談を行う中で、特に債務問題による自殺リスクは高く、相談者の状態によっては市のよろず相談・法律相談事業や東三河広域連合の法律相談を通じて専門機関へ相談者を繋ぐ	常時対応（数値目標設定なし）
3	長寿課 福祉課 生涯学習課(青少年センター) 蒲郡市社会福祉協議会	【新規】 8050問題*への対応	高齢者や障がい者の各種申請手続きや青少年センター、社会福祉協議会への相談の中で、高齢の親と無職の子のみという家族	常時対応（数値目標設定なし）

			<p>が孤立していないか、将来に不安を抱えていないかなど声掛けを行い、親や子が将来、自殺やセルフネグレクト等に至らないよう、必要に応じて関係機関に繋げるとともに、困った時には市役所（福祉課・長寿課等）や障がい者支援センター、地域包括支援センター等に相談するように伝える。</p>	
--	--	--	---	--

*8050問題とは、80代前後の親が、主に50代前後の引きこもりの子を養っている状態であり、親の高齢化により社会的孤立、生活困窮となるリスクが高く、深刻な社会問題となっている。

その他の施策 2 自殺を思いとどまる環境づくり

直接悩みを抱えた人に接する時だけでなく、市内の環境整備や災害などの非常時の対応を日頃から準備しておくことにより、必要な支援が行き届かず、誰にも相談できないまま、思いつめて自殺を図ろうとした人も、自殺を思いとどまれるような環境づくりに努めます。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	都市計画課	【新規】 公園・緑地等の管理及び設置に関する事務	過去の自殺発生場所や人目に付きにくい等自殺を誘発する可能性のある場所の定期巡回や環境改善を行う。	巡回は毎年1回実施（環境改善は必要に応じて実施）
2	防災課	蒲郡市地域防災計画	蒲郡市地域防災計画の中で、災害時の被災者の心のケアについて対応を掲載している。	災害時対応（数値目標設定なし）

その他の施策 3 支援者への支援

高齢者による老老介護や、介護離職者等、障がい児・者や高齢者等に対する介護を長期的に担うことにより、家族も過労や様々な悩みにより、追い詰められていく可能性があります。

家族等の支援者が、家族だけで悩みを抱え、自殺に追い込まれる事のないよう、情報交換やリフレッシュできる場の提供や情報提供を行うとともに、適切な福祉的な支援に繋ぎ、負担を軽減していくように努めます。

	主管部署名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	長寿課	家庭介護者のつどい 認知症家族の交流会	家族介護者の日頃の悩み解消、リフレッシュ、情報交換の場や介護技術等の講習会の実施により、家族介護者の悩みやストレスを軽減するとともに、必要に応じて専門機関へ繋ぐ機会とする。	毎月（各事業を年12回）実施
2	福祉課	精神障害者保健福祉手帳の交付（他、障害福祉窓口業務全般）	新規の精神障害者保健福祉手帳の交付者又は家族に対し、精神障害者地域家族会や蒲郡市障がい者支援センター及び蒲郡市地域包括支援センターを紹介し、家族だけで悩みを抱えないように伝える。	常時実施（数値目標設定なし）
3	長寿課 福祉課 子育て支援課 市民病院地域医療連携室	短期入所（ショートステイ）、在宅患者等の一時入院（レスパイト入院）の利用	日頃、高齢者、障がい者の介護、児童の養育、在宅療養者の看護や介護を担う家族が自由時間を持ち、疲れ	常時実施（数値目標設定なし）

			を癒せるよう、短期間の宿泊（施設への短期入所・病院へのレスパイト入院）を行う中で、入所者・入院患者や家族の状況を把握し、自殺等のリスクがあれば、専門機関に繋ぐ等、必要な追加支援を検討する。	
--	--	--	--	--

その他の施策 4 自殺未遂者への再発防止や自死遺族のケア

自殺（自損）未遂者が救急搬送された後の対応や、自死遺族へのケアも自殺防止対策として重要になります。

自殺未遂者が、相談窓口へ相談できるように関係機関で連携してフォローするとともに、家族の自殺により大きな精神的ストレスや生活への影響を受けている自死遺族に対しても、遠慮なく困りごとを相談したり、周囲に言えない苦しみを誰かに打ち明けたりできるように、相談窓口に関する情報提供をしていきます。

	実施機関名	事業名	自殺防止対策の内容	行動目標
1	消防署 地域医療連携室	【対策強化】 自殺（自損）未遂に対する救急出動	市民病院への救急搬送（又は不搬送）時に、救急隊から地域医療連携室へ連絡し、本人や家族が落ち着いた後で、県の相談窓口に関し、情報提供を行う。また必要に応じて関係機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
2	蒲郡警察署	【新規】 自死遺族に対する情報提供	自死遺族は自殺リスクが高いため、相談窓口の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関に繋ぎ、自殺の連鎖を防ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）
3	福祉課	自殺未遂者・家族や自死遺族への相談窓口の紹介	市役所へ自殺未遂者や家族、自死遺族が相談に訪れた時、福祉課で話を聞いた上で、県等の相談窓口の紹介を行うとともに、必要に応じて関係機関に繋ぐ。	常時対応（数値目標設定なし）

第5章 蒲郡市自殺防止対策計画の推進体制

蒲郡市の自殺防止対策計画推進体制として、自殺防止対策推進責任者は、市民福祉部長が務め、福祉課が自殺防止対策を所管し、愛知県の自殺防止対策を推進する豊川保健所の助言や情報提供を受けながら、推進します。

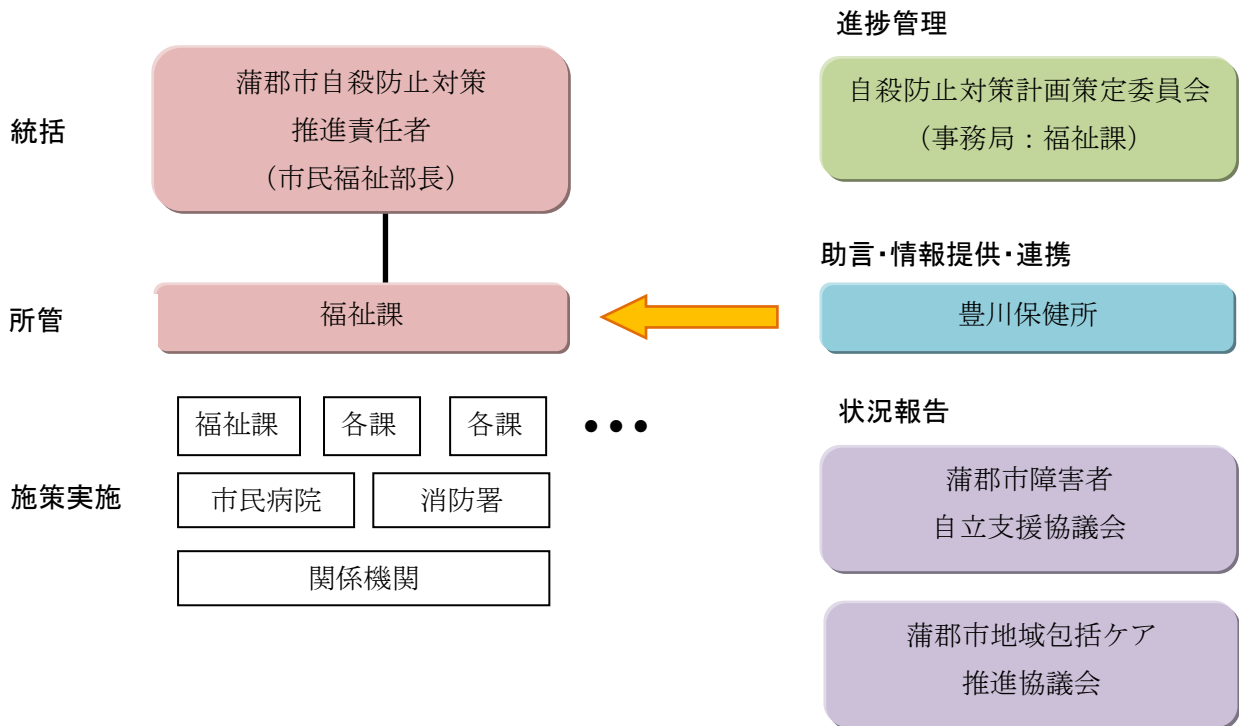
本計画は健康がまごおり21第2次計画とも関連性があり、メンタルヘルス（こころの健康）全般の啓発・推進については、健康がまごおり21第2次計画で位置付けられていることから、いきいき市民健康づくり事業及び健康化政策全庁的推進プロジェクトの一環として実施し、事務局を務める健康推進課と連携して進めます。

本計画の進捗管理については、蒲郡市自殺防止対策計画策定委員会を年1回開催し、本計画の進捗状況を確認した上で、必要があれば、内容の一部見直しを検討します。進捗状況は市ホームページ上で開示します。行動目標として常時対応（数値設定なし）としている項目についても、所管部署に対して、毎年3月中に対応状況についてアンケート調査を行い、実情を把握します。

また、本計画の施策の多くは、市職員一人ひとりが常に自殺防止を意識して市民と接する事が重要になるため、毎年、自殺予防週間のある9月及び、自殺防止対策強化月間である3月に自殺対策推進責任者から全所属長に対して、周知啓発を行うとともに、ゲートキーパー養成研修への職員の積極的な参加を促します。

なお、精神疾患の患者支援、高齢者の包括的な支援にも深く関わることから、蒲郡市障害者自立支援協議会及び蒲郡市地域包括ケア推進協議会においても、今後の自殺防止を含めた支援に生かしていただけるよう、年1回の状況報告を行います。

【自殺防止対策の体制】



資料編

蒲郡市自殺防止対策計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自殺防止対策についての計画（以下「蒲郡市自殺防止対策計画」という。）を策定し、及び当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係団体等から広く意見を聴取するため、蒲郡市自殺防止対策計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 市民の自殺防止対策の推進に関する施策に関すること。
- (2) その他市民の自殺防止対策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 警察関係者
 - (2) 保健医療関係者の代表
 - (3) 福祉関係者の代表
 - (4) 雇用労働関係者の代表
 - (5) 地域団体関係者の代表
 - (6) 教育関係者の代表
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員が欠けたときは、当該委員が所属する組織、団体等からの推薦者又は市長が必要と認める者のうちから後任の委員を市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から蒲郡市自殺防止対策計画の計画期間が満了する日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。

3 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 委員会には、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

委員会・作業部会名簿（策定完了時点）

（順不同・敬称略）

委員会

委員長	蒲郡市民生委員児童委員協議会	会長	廣中 勝太郎
副委員長	蒲郡市社会福祉協議会	事務局長	岡田 隆二
委員	蒲郡警察署	生活安全課 課長	切江 泰仁
委員	豊川保健所	健康支援課 課長	木戸 美代子
委員	蒲郡市総代連合会	副会長	尾崎 英行
委員	蒲郡保護区保護司会	会長	本多 英夫
委員	オレンジ友の会	会長	坂口 孝行
委員	豊川公共職業安定所	蒲郡出張所 所長	日高 吉隆
委員	蒲郡市障がい者支援センター	センター長	鈴木 康仁
委員	蒲郡市中央地域包括支援センター	センター長	倉橋 早苗
委員	蒲郡市市民福祉部	部長	竹内 仁人

作業部会

豊川保健所	健康支援課 主査	鷹野 靖子
蒲郡市市民福祉部健康推進課	次長兼課長	石黒 美佳子
蒲郡市市民福祉部長寿課	課長	小田 剛宏
蒲郡市企画部協働まちづくり課	課長	柴田 好範
蒲郡市産業環境部観光商工課	課長	小田 芳弘
蒲郡市教育委員会生涯学習課青少年センター	センター長	高橋 茂
蒲郡市消防本部消防署	署長	大村 善民
蒲郡市民病院地域医療連携室	主査	木下 育子

事務局

蒲郡市市民福祉部福祉課	課長	永田 隆裕
-------------	----	-------

計画策定経過

実施日程	会議等	概要
平成 30 年 8 月 6 日 (月)	第 1 回蒲郡市自殺防止対策 計画策定委員会	【主な議事】 ・蒲郡市自殺防止対策計画 策定について ・本市の自殺の現状 ・生きる支援（自殺防止対 策）に関連する事業候補に ついて
平成 30 年 10 月 9 日 (火)	精神科病院インタビュー	【インタビュー協力】 京ヶ峰岡田病院 P S W 部 部長 竹中 秀彦 氏 中川 正詞 氏 (ともに精神保健福祉士)
平成 30 年 11 月 6 日 (火)	第 2 回蒲郡市自殺防止対策 計画策定委員会	【主な議事】 ・計画期間（案）について ・重点課題・基本理念（案） について ・施策（案）について ・推進体制（案）について
平成 31 年 1 月 8 日 (火)	第 3 回蒲郡市自殺防止対策 計画策定委員会	【主な議事】 ・計画素案について
平成 31 年 1 月 17 日 (木) ～ 2 月 15 日 (金)	パブリックコメント	・蒲郡市自殺防止対策計画 素案を市ホームページや市 役所の情報公開コーナー、 勤労福祉会館、公民館で閲 覧可能とし、意見を募集
平成 31 年 3 月 15 日 (金)	第 4 回 蒲郡市自殺防止対 策計画策定委員会	【主な議事】 ・パブリックコメント結果 報告 ・計画案について ・概要版について

※なお、第 1 回 蒲郡市自殺防止対策計画策定委員会については、作業部会も同席した
合同会議として開催し、第 2 回、第 3 回については、同作業部会を事前に実施した。

蒲郡市自殺防止対策計画
～誰も自殺に追い込まれることのないまち 蒲郡～

平成31年3月

発行・編集	蒲郡市 市民福祉部 福祉課
住所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号
電話	0533-66-1106
FAX	0533-66-3130
E-mail	shogai@city.gamagori.lg.jp
URL	http://www.city.gamagori.lg.jp/